

## 予定価格及び最低制限価格の設定に関する要領

令和3年4月1日（最終改正）

（趣旨）

第1条 宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号。以下「規則」という。）の規定により契約権者が行う予定価格及び最低制限価格の設定方法等を定め、入札等の公平性及び透明性の確保を図ることを目的として制定する。

2 宇治市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供における予定価格及び最低制限価格の設定に関する事務の取扱については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 測量・建設コンサルタント等業務 宇治市入札参加資格等に関する要綱（平成14年宇治市告示第138号。以下「要綱」という。）第1条に規定する測量・建設コンサルタント等業務をいう。
- (2) 物品等の供給 要綱第1条に規定する物品等の供給をいう。
- (3) 予定価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に定める予定価格とし、契約を予定している金額の上限額をいう。
- (4) 契約権者 規則第3条第7号に定める契約権者をいう。
- (5) 入札比較価格 入札等に際し消費税相当額について、外税方式での競争を行うために、応札額と比較するために予定価格から算出する額をいう。
- (6) 最低制限価格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に定める最低制限価格をいう。
- (7) 変動制最低制限価格 応札額に応じて変動する最低制限価格

をいう。

- (8) ランダム係数 電子計算機等（以下「パソコン等」という。）により1から1.0099の範囲内（小数点以下第4位まで算出）で無作為に抽出される係数をいう。
- (9) 最低基準価格 建設工事の場合にあっては、「直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額」、「現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額」、「一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額」の合計額（1,000円未満の端数は切り捨てる。単価契約での予定価格が1万円未満の場合は円未満の端数を切り捨てることとする。ただし、当該合計額が入札比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、入札比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。）をいう。ただし、工事内容等により、この基準に設定することが不適切と認められる場合は、入札比較価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内の額をいう。測量・建設コンサルタント等業務及び役務の提供の場合にあっては、入札比較価格又は予定価格に10分の7を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。ただし、単価契約での予定価格が1万円未満の場合は円未満の端数を切り捨てることとする。）をいう。
- (10) 支出負担行為権者 規則第3条第6号に定める支出命令権者をいう。
- (11) 低入札価格調査制度 別に定める低入札価格調査制度の運用に関する要領第2条に定めるものをいう。
- (12) 調査基準額 別に定める低入札価格調査制度の運用に関する要領第2条の2に定めるものをいう。

（予定価格の設定及び決定）

第3条 入札等に付す全件について、その案件ごとに予定価格を設

定しなければならない。なお、当該予定価格の額は、その案件（合冊の場合は合冊後）ごとの契約依頼書に記載の予算額をもって予定価格とする。

- 2 宇治市公営企業上下水道部又はその他の機関から入札（見積）事務を受託した案件については、各契約権者が決定し、宇治市長に事務委託した書面に記載した金額をもって予定価格とする。
- 3 入札等に際しては、外税方式で競争を行う場合は入札比較価格を設定することとし、予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いて得た額を入札比較価格とする。

（最低制限価格）

第4条 最低制限価格については、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び役務の提供において、変動制最低制限価格、ランダム係数又は「予定価格等の事後公表試行実施要領」に定める方法を用いた最低制限価格を設定することができる。ただし、契約内容等により、これによりがたい場合は、別途最低制限価格を設定することができる。また、市長が最低制限価格を設定する必要がないと認めるときは、これを定めないことができる。

（最低制限価格の適用区分）

第5条 建設工事における最低制限価格については、原則として次の各号に定める種別の工事において適用するものとする。

- (1) 予定価格が50万円以上概ね3億円未満の一般土木工事
- (2) 予定価格が50万円以上概ね10億円未満の建築工事
- (3) 予定価格が50万円以上概ね1億5千万円未満の電気工事
- (4) 予定価格が50万円以上概ね3億円未満の水道施設工事
- (5) 予定価格が50万円以上概ね1億5千万円未満の管工事
- (6) 予定価格が50万円以上6千万円未満の舗装工事
- (7) 予定価格が50万円以上6千万円未満の塗装工事
- (8) 予定価格が50万円以上6千万円未満の造園工事
- (9) 予定価格が50万円以上6千万円未満のその他専門工事（上記第1号から第8号以外の工事）

2 測量・建設コンサルタント等業務及び役務の提供における最低制限価格については、原則として予定価格50万円以上の案件において適用するものとする。

3 単価契約を行うときは、前2項の予定価格にかかわらず、最低制限価格を適用するものとする。

(変動制最低制限価格の算出方法)

第6条 建設工事における変動制最低制限価格は、有効な入札をした入札参加者(最低価格入札者及び最高価格入札者を基準に入札参加者数の1割に該当する者並びに別に定める変動制最低制限価格を適用している場合における著しく低価格の入札に対する無効基準価格及び不当基準価格の設定に関する要領により算出する無効基準価格未満の入札者(以下「無効基準価格入札者」という。))を除く。5者以下の場合には全者。)の平均値に10分の9.5(1,000円未満の端数は切り捨てる。ただし、単価契約での予定価格が1万円未満の場合は切り捨てない。)を乗じて得た額とする。

2 測量・建設コンサルタント等業務及び役務の提供における変動制最低制限価格は、有効な入札をした入札参加者(最低価格入札者及び最高価格入札者を基準に入札参加者数の1割に該当する者並びに無効基準価格入札者を除く。5者以下の場合には全者。)の平均値に10分の7.5(1,000円未満の端数は切り捨てる。ただし、単価契約での予定価格が1万円未満の場合は切り捨てない。)を乗じて得た額とする。

(ランダム係数を用いた最低制限価格の算出方法)

第7条 建設工事におけるランダム係数を用いた最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。ただし、単価契約での予定価格が1万円未満の場合は切り捨てない。)とする。ただし、その額が入札比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とする。

- 2 測量・建設コンサルタント等業務及び役務の提供におけるランダム係数を用いた最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。ただし、単価契約での予定価格が1万円未満の場合は円未満の端数を切り捨てることとする。）とする。

（予定価格及び最低制限価格決定書の作成）

第8条 契約課長は、支出負担行為権者等が決裁を終えていることを確認して、予定価格及び最低制限価格決定書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定によりがたい場合は、総務部長が職員を指名して予定価格及び最低制限価格決定書の作成者とすることができる。
- 3 低入札価格調査制度を適用する場合は、予定価格及び最低制限価格決定書に当該基準調査価格を明記するものとする。
- 4 変動制最低制限価格を適用する場合は、予定価格及び最低制限価格決定書に変動制最低制限価格と明記するものとする。
- 5 ランダム係数を用いた最低制限価格を適用する場合は、予定価格及び最低制限価格決定書に最低基準価格を明記するものとする。
- 6 最低制限価格を定めない場合は、予定価格及び最低制限価格決定書の最低制限価格の欄に無と明記するものとする。
- 7 予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格を事後公表とする場合は、「予定価格等の事後公表試行実施要領」によるものとする。

（予定価格及び最低制限価格の決定の特例）

第9条 宇治市業者選定委員会設置規程（平成6年宇治市訓令甲第9号）第13条第3項（緊急課長委任案件）に規定する処理を行った案件は、支出負担行為権者又は契約課長が指名した職員が、予定価格及び最低制限価格決定書を作成し、予定価格及び最低制限価格を決定することができる。

- 2 随意契約案件等で、第3条及び第4条の規定による設定ができ

ないと認められる場合は、契約課長又は契約課長が指名した職員が予定価格及び最低制限価格決定書を作成し、予定価格及び最低制限価格を決定することができる。

(予定価格及び最低制限価格決定書の取扱及び保管)

第10条 契約課長は、入札等が完了した後は、予定価格及び最低制限価格決定書を入札（見積）執行書等の書類とともに保管しなければならない。ただし、予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格を事後公表とする場合は、「予定価格等の事後公表試行実施要領」によるものとする。

(予定価格等の公表)

第11条 予定価格は、これを公表するものとする。ただし、競争を阻害する可能性がある場合等は、これを公表しないことができる。

2 最低制限価格は、これを設定した場合はその額を、低入札価格調査制度を適用した場合はその額を公表するものとする。ただし、競争を阻害する可能性がある場合等は、これを公表しないことができる。

3 前項ただし書の場合においては、最低制限価格の設定の有無、低入札価格調査制度適用の旨は、これを公表しなければならない。

4 ランダム係数及び最低基準価格は、これを公表するものとする。ただし、競争を阻害する可能性がある場合等は、これを公表しないことができる。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項及びこの要領の事項について特に定める必要があると認める場合は、市長がこれを定めることができる。

附 則

1 この要領は、平成12年7月3日から施行する。

2 予定価格及び最低制限価格の設定に関する事務取扱要領は、廃

止する。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 1 月 1 日以降の発注から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日以降の発注から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日以降の発注から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 8 月 1 日以降に入札する案件から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 1 月 1 日以降に発注する案件から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 25 日以降に発注する案件から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 2 月 22 日以降に発注する案件から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 28 日以降に発注する案件から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日以降に発注する案件から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 24 日以降に発注する案件から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 6 月 10 日以降に発注する案件から施

行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月26日以降に発注する案件から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日以降に発注する案件から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年5月1日以降に発注する案件から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日以降の発注から施行する。